

9 こどもの発達支援

① 子ども療育支援センター

こどもの発達に関する心配事や悩み事がある保護者の方に対する相談及び助言や、こどもへの発達支援を行っています。

〈対象者〉 0歳から18歳未満の児童とその保護者 ※参加する事業により対象が異なります。

〈内容〉 ◇集団療育 ◇個別評価 ◇面接相談 ◇保護者向け学習会 など

〈料金〉 無料

〈場所〉 子ども療育支援センター（すこやか交流プラザ新館3階）

〈利用方法〉 初回面接（予約制）による登録制



■ 問い合わせ先 子ども療育支援センター ☎ (582) 2760

② ことばの教室就学前教室

聞こえやことばの発達が気になるお子さんに対して、通級による個別指導を行います。

〈対象者〉 市内在住の4～5歳の幼児（年中・年長児のみ）

〈日時〉 月～金曜日（土・日・祝日・学校休業日を除く）

午前9時～午後4時半までのうち、1回あたり原則45分間

〈場所〉

◇大野北小学校内ことばの教室（北教室）

◇下大利小学校内ことばの教室（中央教室）

◇月の浦小学校内ことばの教室（南教室）



■ 問い合わせ先 教育支援課 学校支援担当 ☎ (580) 1909

③ 障害児通所支援

障害者手帳を持っている児童または医学的診断書や意見書で発達障がいなどがあることに加えて **療育を受ける必要性**を判断できる児童に対して、以下のような支援があります。

※利用するためには、申請手続きを行ったうえで市が発行する通所受給者証が必要になります。

詳細は福祉サービス課にお問い合わせ下さい。



〈利用料〉 サービス利用料の1割を自己負担（世帯の所得に応じて負担上限額あり）

●児童発達支援

未就学の障がい児に対して、事業所にて日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

●放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、授業の終了後または休業日などに事業所にて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

●保育所等訪問支援

保育所（園）、幼稚園、小学校、特別支援学校などに通っている障がい児に対して、通っている保育所などに訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■ 問い合わせ先 福祉サービス課 障がい福祉担当 ☎ (580) 1852 FAX (573) 8083

④ その他障がいがある子どもへの支援制度

障がいのある子どもへの各種支援制度（手帳・手当・福祉サービス等）について詳しくは、障がい福祉のしおり「はばたき」に掲載しています。
（福祉サービス課窓口等で配布、または市ホームページに掲載）



■ 問い合わせ先 福祉サービス課 障がい福祉担当 ☎（580）1852 FAX（573）8083
（特別児童扶養手当について）子育て支援課 子育て支援担当 ☎（580）1862

⑤ 福岡県発達障がい者（児）支援センター「Life（ライフ）」

発達障がいがある方やその家族、発達障がいに関わる支援者・関係機関のサポートを行います。
診断がなくても、発達について気になることがあれば、気軽に相談することができます。

〈対象者〉

0歳から大人までの発達障がいと診断されている方、また疑いのある方、ご家族、学校、会社、関係機関等からのご相談をお受けします。

〈開所日時〉

月曜日から金曜日（祝祭日、お盆、年始を除く）9時～17時

〈内容〉

◇相談支援 ◇発達支援 ◇就労支援 ◇普及啓発 ◇研修 ◇機関連携 など

〈料金〉

無料

〈場所〉

クローバープラザ1階 東棟（春日市原町3-1-7）

〈利用方法〉

電話、メールまたはホームページの問い合わせフォームからご連絡ください。

Life
ホームページ



■ 問い合わせ先 福岡県発達障がい者（児）支援センター「Life」 ☎（558）1741
FAX（558）1742 E-mail info@life-fukuoka.com